

災害時等における
無人航空機の運用に関する
協 定 書

亀 岡 市
一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会

災害時等における無人航空機の運用に関する協定書

亀岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会（以下「乙」という。）は、乙の社会的貢献活動の一環として実施する災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、亀岡市内において自然災害や大規模事故、武力攻撃事態等の他、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合等（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請の内容）

第2条 協力要請の内容は、無人航空機を活用して被災状況の情報収集や被災者の捜索・救助等を行うこと（以下「協力活動」という。）とする。

（協力の要請手続）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、甲の要請に基づき、可能な限り協力に応じるものとする。

2 前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 要請理由
- （2） 要請内容
- （3） 履行の場所
- （4） 履行の期日又は期間
- （5） 現場指揮者の所属、職・氏名及び連絡先
- （6） その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

(協力活動の実施)

第4条 甲の要請に応じ、活動のため現場に到着した乙の構成員は、前条に定める協力の要請時に甲が連絡する現場指揮者の指示に従い、行動するものとする。

(安全の確保)

第5条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

(協力活動の報告等)

第6条 乙は、第2条の規定に基づく協力活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。

2 乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属するものとする。

(著作権の譲渡)

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）を譲渡するものとする。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

(費用の負担)

第8条 第2条の規定に基づく協力活動に関する経費は、甲乙協議のうえ決定する。

(協定業務の責任負担)

第9条 この協定に基づく協力活動における事故発生時の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

2 乙は収集した情報の正確さに最大限配慮し、その情報の利用については、甲の指揮者が判断を行い、乙に責任を問わない。

(平常時の乙の準備)

第10条 乙は、協力活動を円滑に行うために、活動目的に応じた無人航空機の運用方法をマニュアルに定めるとともに、甲が行う操作・訓練の指導・助言を行い、甲が無人航空機を活用できるよう情報提供を行うものとする。また、平常時から乙の構成員に対し本協定の普及啓発に努め、災害時等における乙の構成員間の緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第11条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(情報共有等)

第14条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために、定期的に情報共有及び協議を行うものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、平成29年6月1日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年6月1日

甲 亀岡市安町野々神8番地

亀岡市長 桂川孝裕

乙 京都市南区東九条西岩本町10-2イリアスオフィス2階
一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会

代表理事 坂口博紀

災害時等における無人航空機の運用に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における無人航空機の運用に関する協定（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、亀岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会（以下「乙」という。）との協定の運用に必要な事項を定める。

(乙の協力内容)

第2条 協定第3条第1項の規定に基づき、甲からの協力要請があった場合、乙又は乙の構成員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 無人航空機を活用して、災害時等における現地の被災状況等の確認・情報収集活動並びに被災者の捜索または救助を支援すること
- (2) 無人航空機を活用して、甲が要請する各種調査業務等を支援すること
- (3) 甲の所有する無人航空機の操作にかかる訓練指導及び技能習得を支援すること
- (4) その他甲乙双方で協議の整った業務

(費用の請求及び支払い)

第3条 乙は、協定第8条に基づく費用の負担を求める場合には、活動の終了後、甲に対して当該活動に係る費用の実費を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、活動内容等を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(連携事業等)

第4条 甲乙両者は、相互に災害時等における連携活動のありかたを研究するとともに、協定第11条の訓練を通じて、円滑な活動が実施できるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡等必要な事項を互いに確認し、変更があった場合はその内容を速やかに相手方に通知するものとする。

3 乙は、甲が行う無人航空機の操作・運用に係る技術援助を行うものとする。

(協議)

第5条 この実施細目に定めのない事項又は内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。